

## 研修運営について

### 1 国研修で伝達されたこと

(大平専門官)

#### 1 告示改正について

- ・相談支援専門員の研修については、当事者委員から特に初任者研修の時間増について意見があり告示改正が遅れている。
- ・サビ管研修の告示は、今年度中に行う予定

#### 2 基礎研修について

- ・重複部分を整理し、時間数 26 時間（相談講義部分 11.5 時間→11 時間、サビ管等 19 時間→15 時間）に修正
- ・各講義の中に同じ内容が入っているところもあるが、実務 3 年目の職員を対象としており、大事なことは繰り返し伝えていく必要があると考えている。

#### 3 実践研修について

- ・実践研修の内容については、来年度以降の国研修で伝達する予定

#### 4 更新研修について

- ・更新研修については、案では時間数を 13 時間としているが、平成 30 年度までの研修修了者が更新できるように、当面は 1 日程度の研修にすることを考えている。
- ・国から受講例（○年度～○年度までの修了者は 31 年度に受講すること）を出すことも考えている。
- ・研修講師については、相談支援専門員の現任研修講師の協力を得てスーパービジョン部分を行うことも考えられる。

#### 5 専門コース別研修（任意研修）について

- ・必須化も含めて研究中であり、31 年度の改正には間に合わない。32 年度以降に、通知で標準カリキュラムを示す予定

#### 6 配置時の取扱いの緩和について

- ・基礎研修修了者は、既にサビ管等が 1 名配置されている場合は事業者指定要件上の 2 人目のサビ管として配置可能
- ・個別支援計画原案作成が可能であるが、サビ管として氏名欄のサインはできない。

#### 7 経過措置について

- ・現行の 30 年度までの研修修了者は、業務に就いていない者でも 5 年の内に更新研修を受講すればよいという取扱いとし、31 年度以降の基礎研修修了者（33 年度以降の実践研修修了者）から更新研修の間に実務要件を満たしていない者については、再度実践研修を受講し直してもらうことを想定（基礎研修の再受講は不要）
- ・基礎研修修了後、実務要件を満たしていない者は、実践研修を受講できない取扱いとする想定

#### 7 その他

- ・研修は分野統合の形になるが、従事する際にはサビ管・児発管それぞれの実務要件が満たされていなければならない。

## 2 都の研修と関連付けて考えたこと

- 平成29年度の国研修において「30年度は基礎研修、実践研修、更新研修の詳細を伝達する」との話があったが、今回も詳細が伝達されたのは基礎研修のみで、31年度より実施しなくてはならない更新研修は標準カリキュラム案の説明が数分あっただけだった。
- 東京都は30年度前半の検討会にて基礎研修作りを進めてきた。今回の国研修で示された、基礎研修の変更点を検討会委員に伝えるとともに、東京都として作成中のプログラムを突き合わせ、不足の内容がないか確認する必要がある。
- 更新研修の伝達はなかったものの、専門官より「告示を基に都道府県で実施が可能」との発言があったため、告示や標準カリキュラム（案）を参考にしながら、31年度の実施に向けて内容を検討する必要がある。

報告者：東京都福祉保健局障害者施策推進部 川尻  
東京都心身障害者福祉センター 高橋、益子